

長野市監査委員告示第12号

地方自治法第 199条第14項及び第 252条の38第 6 項に基づき、長野市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

令和 6 年 9 月 30 日

長野市監査委員	下 平	嗣
同	川 上	馨
同	若 林	祥
同	市 川	和 彦

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成29年度

定期監査(中・後期)(29監査第179号)分

(長野市長分)

指摘事項	当初措置状況 (30年度)	令和5年度の措置状況	担当課
<p>4 財産管理事務 施設の使用許可事務を適正に行うべきもの (報告書7ページ)</p>	<p>ア 長野市林業者宿泊施設の使用に当たっては、長野市林業者宿泊施設の設置及び管理に関する条例において、市内で林業関係に就業する単身者であることを使用の資格条件とし、雇用主の証明書提出を使用手続きの一つとしているが、現在の使用者についてその手続きを経ず、使用資格条件の確認が不十分なまま使用させていた事例があった。 条例に基づき適正な施設使用者の選定を行う必要があるが、実態と整合させた市営住宅等への転換も視野に、早急に改善策を講じられたい。</p>	<p>宿泊施設の申込み時に、雇用主の証明が添付されていなかった2件について、使用者に雇用主の証明の提出を求め、確認した。 今後、申込書に提出書類一覧を設け、チェックすることで提出書類の不備をなくし、資格審査を適正に行うように改善を図った。 住宅課と市営住宅等への転換について、再度協議を行いたい。</p>	<p>令和4年度末に入居者が退去して以降、入居等に関する問い合わせがない。市内の林業事業体に確認したところ需要がなく、令和6年3月議会において林業者宿泊施設としての用途を廃止する。</p> <p>森林いのしか対策課(旧森林整備課)</p>